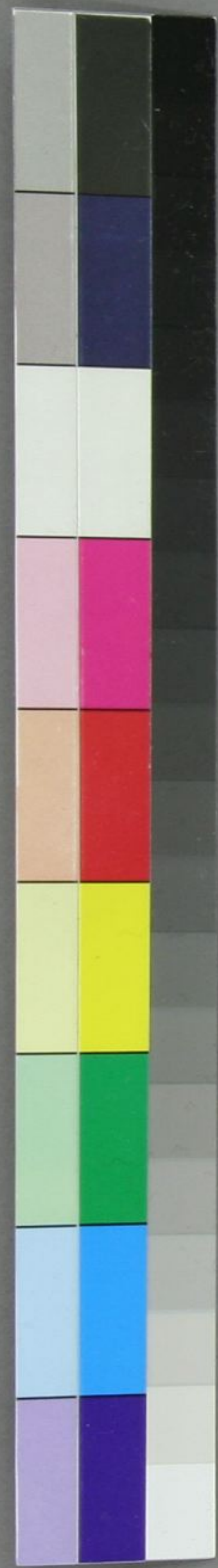


217  
A

の	不	此								
信	違	命		日	年	恭	ル	不		
=	犯	令	第	本	第	敬	オ	列		
第	せ	ハ	一	天	六	一	フ	顛		
二	り	日	節	皇	月	て	バ	國		
節	若	本		陛	二	明	ー	の		
	此	帝		下	十	治	ツ	臣		
	命	国		の	九	三	ハ	民		
	令	政		命	日	年	顯	コ		
	を	府		令	附	六	名	ム		
	導	=		中	を	月	ホ	ペ		
	奉	於		左	以	即	ラ	ニ		
	一	て		の	て	ち	キ	オ		
	施	致		條	達	我	ク	ン		
	行	さ		理	せ	千	ル	カ		
	せ	ま		を	ら	八	ソ	フ		
	バ	ま		辨	ま	百	ニ	ゼ		
	政	正		駁	一	七	レ	ア		
	府	約		屯		十	ト	ド		

日新舎譯本



免 ま ん	ど も	此 命 令 不 掲 げ 多 分 論 議 ハ 正 明 と し て 發 行 せ れ	ホ ラ 千 ス、 子 ル ソ ン、 レ	十 九 年 第 十 二 月 十 四 日	余 と 取 結 ひ し て	係 を、 設 く、 の、 基 本 と せ り、 故 ホ ラ 千 ス、 子	ル ソ ン、 レ	と し て 金 を 集 め し り	ホ ラ 千 ス、 子 ル ソ ン、 レ	ハ 政 府 の 不 部 合 な
-------------	--------	--	---	--	---------------------------------	---	-------------------	---	---	--------------------------------------

生 其 所 業 日 本 政 府 と 取 結 ひ し る 約 を 辱	一、 め 之 を、 損 し、 し り、 の 議 ハ 虚 説 あり	此 命 令 不 記 し 多 し 條 中 ホ ラ 千 ス、 子 ル ソ ン、	レ ハ 政 府 の 領 事 官 兼 支 配 人 の 地 位 不 於	私 利 を 謀 る 千 八 百 六 十 九 年 第 十 二 月 十	四 日 の 約 マ テ 政 府 より レ ハ 許 可 し 多 し	より 以 上 の 引 當 を 外 不 設 け 借 債 不 向 け に	り と の 議 ハ 全 く 事 実 不 相 違 せ り 抑 も 此 約	ハ ホ ラ 千 ス、 子 ル ソ ン、 レ	な し 約 証 と 心 得 以 て 所 置 ニ 及 べ り 其 大 意
---	---	--	---	---	---	--	--	--	--

日新合譯本

府の特権を奉	信実を深く保証するに付	ホラキス、子ルソ、レ	取行ひより	せし諸務を細大とるく法則通り	ホラキス、子ルソ、レ	第三節	百七十年	ハ日、本領内の輸入輸出税銀の金額を千七百
不列顛并に其外の臣民と約を	政府の都合を謀り政	ソ、レ	第四節	日本帝國政府と約定	日本帝國政府と約定	八月一日より向くと	八月一日より向くと	金額を千七百

り其取極め通り	るり既にホラキス、子ルソ、レ	一分たりとホラキス、子ルソ、レ	ルリングの借債を集むるに付	らに原案此任ふ上る事ハ政府の為ふ百万ステ	多し領事官即ち支配人の任を廢す、事直正不	帝國政府より於てホラキス、子ルソ、レ	第五節	る時ハ右の事業を施行せしむるを妨くるるり	なを手續ハ取掛りたり然るに此命令を遵奉を
政府の為ふ金額を請押ひぬ	ホラキス、子ルソ、レ	ホラキス、子ルソ、レ	取極う。約定の	政府の為ふ百万ステ	事直正不	日本帝國政府より於て			命令を遵奉を

天皇陛下ハ必也	シ	政府ニ於テ	明治三年六月	右の條理を以テ	ホラキス、子ルソ、レ	信	約	行ふ事の妨げをなすべし	千ス、子ルソ、レ
其正約ハ違犯したる専	前條の議を注意所らハ	顧ミホラキス、子ルソ、レ	命令を辨駁す尤も帝國	ホラキス、子ルソ、レ	ホラキス、子ルソ、レ	ソ、レ	以テ確守を以	一體日本政府ハ其	為小大損毛を起し其職務

政府トシ此命令を擅おりに發行する時ハホラ	第七節	正ならん	一が取扱ひの事を廢棄するハ政府の所置適	奉一政府の都合を謀りてホラキス、子ルソ、レ	て取扱ひより之ニ注目する時ハ政府の名義を	の特権を得其特権ニ付テ約するハ定規を守り	ホラキス、子ルソ、レ	の所業ハ日本帝國政府	第六節
----------------------	-----	------	---------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	------------	------------	-----

明治二十年

横	の	所	業	を	嘉	と	給	ハ	此	命	令	を	取	免	シ	
信	実	ハ	日	本	帝	國	中	の	諸	務	ニ	於	テ	遵	奉	ス
事	を	保	証	シ	給	フ	ル	ト	深	ク	之	を	信	ト	ス	
千	八	百	七	十	年	第	十	月	八	日	手	記	調	印		
							ホ	ウ	チ	ス	子	ル	ソ	ク	シ	
							印									

252  
D

馬

千八百七十年第十月八日

オリヤンタル  
バンク  
会社  
ルトテムブル  
四号  
東倫敦  
中央

取扱人  
等足下  
白紙  
の貴翰  
と落手  
せり

余謹て  
去第九  
月二十  
二日の  
約束  
并余が  
其領事

官と  
日本  
政府  
と結  
ひ多  
くの  
諸  
件  
の  
吟  
味  
を  
受  
る  
為

小足下  
等の  
議  
席  
に  
赴  
き  
事  
に  
於  
て  
余  
が  
考  
ふる  
所  
を  
し

此  
事  
に  
決  
議  
の  
論  
と  
定  
む  
る  
事  
に  
關  
し

日新  
會  
譯  
本

只貴會社ハ日本政府の支配人	ニ付	足下等	丁寧を尽し	馬千八百七十年	第六月二	十九日	の命令を	履行する	不 <sup>確</sup> 當	の根拠	を有し	思	を足下等の長官	に通知	し	又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る				
又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る	又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る	又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る	又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る	又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る

て金を請取る事を承諾し	英國ニ於て右借債の	請取渡しニ付	政府の支配人を心得べき旨を取	極め多し時此情実を丁寧に勘考ありし事論を	待 <sup>ら</sup> ずして明らかり抑も右の借債ハ政府より	余に命し余ハ又去れ第四月ハ公告し多し報文	を以て此借債返済方を布告し多しありさしハ	此件ハ比より	嘆息する所あり	余が政府の為を集むべしと約定し多し借債ハ														
又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る	又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る	又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る	又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る	又	貴會社	ニ付	日本政府の命令を奉	之を知る

付證文全高書込  
この事を公報  
し多。正直の手  
順ハ貴會社も又之  
を知らず。又  
外國借債ニ  
付約定家  
がその通りの常例  
を以て余が取扱ひ  
する事ハ足下等も之  
を解せり又余が報文  
を以て公布し多。如く  
日本政府の領事官とし  
て發行し多。借債證文  
の高ハ彼令何事何り  
千八百六十九年  
十二月十四日余と政  
府との約束書ニ載せ  
り。全高を踏へ多。債  
の認をなく。事ハ足  
下等も亦同一く之を  
解せり。見る。不足  
下等の主  
貴會社の説よりて

新報

張して正大の議  
ありと唱ふ。所の去  
年六月の命令ハ其  
趣旨更ふ事実は符  
合せざらん。此命  
令ハ事体の謬誤より  
起り。つりと足下  
等亦向ひ。言ハざる  
を得ん。貴會社ハ足  
下等の約を結ひ。つ  
り。政府多り。之  
が私黨よりを良と  
す。其而己。其政府  
約を破り信を失ふ事  
ある。余ハカを尽し  
て之を防。扨き。事  
を好む。べし。余  
より之を信する。より  
前。條の事も足下等  
より。速ニ政府へ申  
立てらる。べし。余  
ハ又信して疑を容れ  
ん。

新報



日本政府ハ足下等勤の支配人の手を経て余ハ  
 復す、事を適當多りと思ひ、  
 封入し、余が辨駁に至急ハ政府へ差出さ  
 せん事を余今謹て足下等ハ懇請而已此辨駁を出  
 せん事ハ獨り余一身の為ニ謀而已非ハ政府の貴  
 官と協談し其便を忖り余が  
 置ハ閣下ハ人々の為を謀りての事なり  
 貴翰中ハ申述へらるる通り足下等の職掌の  
 助を得ハ日本政府ハ必再考此程の命令を引戻ス  
 相違なきの事と思ふ原來此命令ハ聊も正

理方々ものなり  
 余が辨駁中ハ述多し條理ニ付余ハ余が領事官  
 の職務を履き、事を肯んを謀り得るハ此足下  
 等ハ願ふ事ハ我曹互ハ協和して決き所置  
 ハ即ち日本政府ハ於て採用せざるまハ此  
 條ニ付余ハ復復て政府より足下等ハ權  
 を附與せらるるハ欣喜其證を知らん事と欲ハ其  
 證を得多し上ハ余ハ人々足下等ハ應答を以  
 適正の路を求めて約す、  
 然る時ハ余が領事官の職務の約定書ハ文

日新舎譯本

余	第	の	手	之	り	貴	て	意
不	四	間	許	を	置	翰	日	不
渡	節	ホ	ハ	述	若	中	本	符
一	一	於	所	ふ	一	第	政	合
多	多	て	持	べ	間	三	府	一
引	二	取	せ	一	違	節	の	余
當	付	極	ら	此	起	第	見	不
を	足	め	る	節	り	四	込	附
以	下	る	書	の	て	節	を	一
て	等	る	類	説	不	の	全	多
鉄	の	仕	外	不	都	之	を	官
道	説	法	余	正	合	付	全	多
借	め	或	と	有	有	余	を	り
債	如	ハ	日	九	レ	が	二	し
三	く	約	本	レ	方	方	付	も
百	日	束	政	余	ま	ま	不	之
万	本	等	府	今	て	等	快	を
ス	府	一	と	手	開	開	を	懐
テ	ハ	又		短				

全	外	余	再	足	二	事	以	を	ル
が	不	と	取	下	グ	ハ	て	知	リ
取	歳	約	扱	等	逆	更	其	ら	ン
一	入	一	一	能	濟	み	上	ん	ガ
事	租	多	千	之	方	る	の	不	向
更	税	如	八	を	二	只	借	く	べ
不	の	く	百	解	付	證	債	る	き
政	増	政	六	せ	注	文	ホ	向	趣
府	額	府	十	ら	意	面	向	く	意
の	を	より	九	る	を	ホ	く	る	有
為	以	年	年	事	施	從	二	付	り
不	て	と	第	実	き	一	付	此	と
都	所	拂	十	に	一	事	一	趣	レ
合	置	ふ	二	於	事	何	万	意	ハ
る	及	べき	月	て	の	の	ス	を	余
し	本	高	十	ハ	い	い	テ	害	全
が	本	の	四	ハ			ル	ま	く
			日				リ	る	之

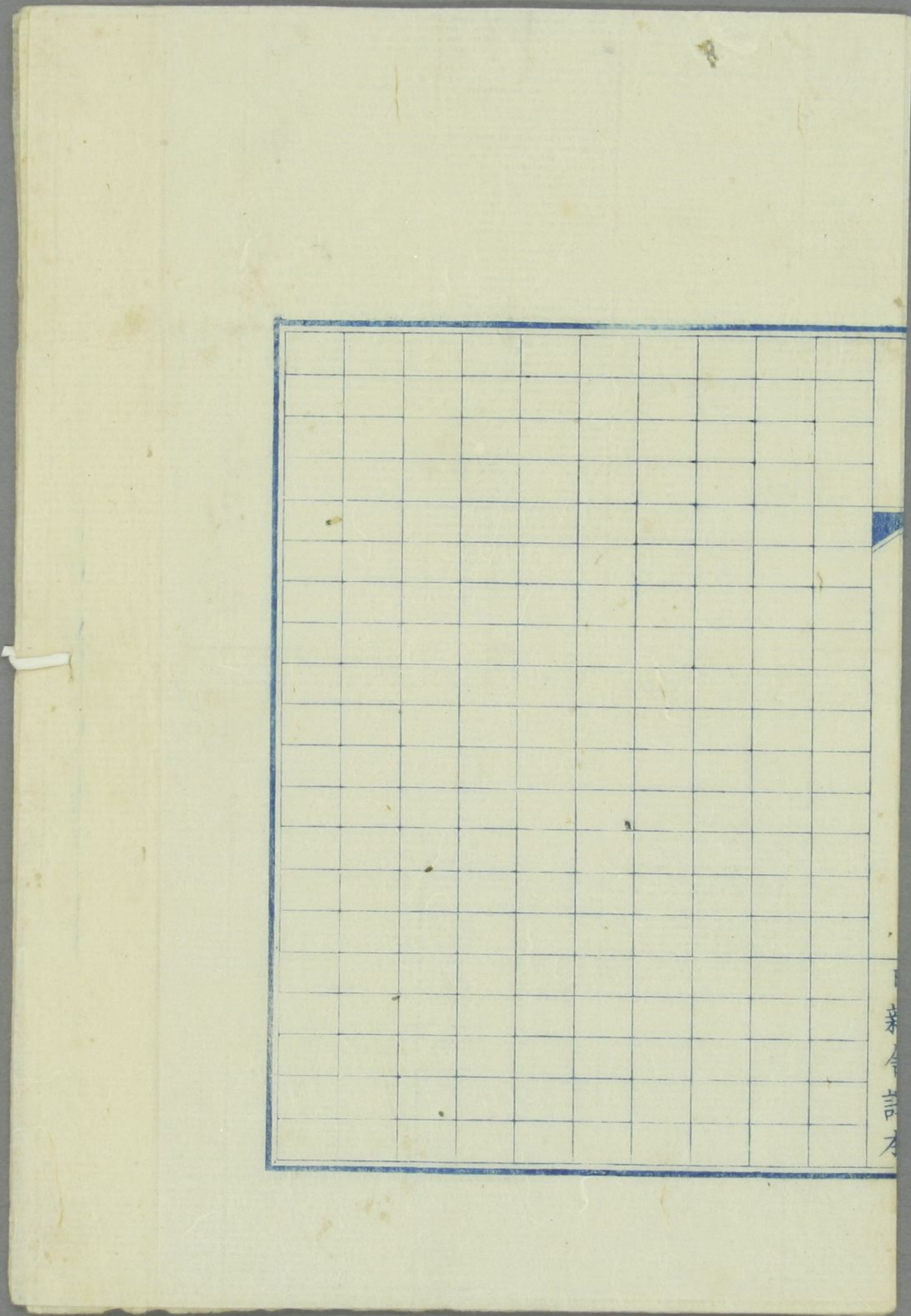
日新舎譯本

新編譯本

復	ハ	無	人	小	以	了	ハ	貴	コ
二	ハ	二	多	致	て	事	足	翰	中
付	怨	二	の	一	余	能	下	中	末
公	信	の	所	多	余	ハ	等	末	節
の	の	置	置	の	ハ	ハ	の	二	多
手	所	ハ	ハ	の	文	足	意	二	付
続	置	帰	本	足	通	下	衷	付	我
を	ハ	せん	政	下	ハ	等	如	我	喜
ケ	帰	事	府	等	ハ	ハ	何	喜	の
モ	せ	を	と	が	日	日	る	の	復
事	ん	信	余	勤	本	本	事	復	ハ
ハ	事	ハ	の	む	政	政	を	ハ	不
余	を	間	間	る	府	府	云	不	障
不	信	ハ	ハ	る	の	の	歎	障	碍
於	ハ	起	起	る	支	方	余	碍	百
て	到	り	り	る	配	方	之	百	く
モ	底	る	る	る	下	より	を	く	と
其	我	ハ	ハ	る	是	其	解	と	
論	喜	該	該	る	下	命	其		
不	の	論	論	る	是	を	其		
	性	論	論	る	下	を	其		

き事有り謹白拜具

エチ。エン。レ。手記



新令言本

と	會	日	の	會	エ	ガ				
政	社	本	貴	社	チ	ル			千	
府	の	政	簡	取	エ	ト			八	
と	取	府	ふ	扱	ン	シ			百	寫
の	扱	の	答	人	レ	コ			七	
間	人	バ	ふ	等	ー	ル			十	
ふ	等	ン		の	君	ト			年	
起	ハ	ク		望	足	テ			第	
り	足	并		あ	下	ム			十	
あ	下	ふ		り		ア			月	
議	り	支		て		ン			廿	
論	供	配		余		タ			一	
を	状	人		今		ル			日	
決	を	の		謹		ハ			於	
ま	取	職		て		シ			倫	
べ	り	務		去		ン			敦	
き	又	ニ		ル		ク				
職	足	於		八		會				
掌	下	て		日		社				
		我								

日  
介  
令  
署  
大

人	日本	事	の	ら	っ	申	し	ひ	不
事	政府	を	都	行	り	出	控	の	非
と	の	欲	合	遣	し	ら	訴	の	は
求	々	也	々	の	て	ま	を	権	も
む	自		謀	端	双	ん	一	る	思
然	己		り	と	方	事	手	き	ふ
と	の		て	と	も	を	理	不	然
を	見		其	・	も	望	あり	き	き
世	込		控	三	所	む	し	こ	こ
上	を		訴	付	置	原	思	い	取
の	を		を	政	ふ	来	考	足	扱
市	以		定	府	異	彼	を	下	人
場	て		む	を	る	我	る	か	等
の	此		手	勸	る	の	始	日	ハ
於	取		順	奨	所	精	末	本	此
て	扱		ふ	一	あ	実	の	政	該
施	い		及	足	せ	小	手	府	論
行	を		ほ	下	ハ	異	続	へ	を
氏	ふ				自	同	と	對	定

を	取	能	務	府	下	或	と	務	る
以	扱	い	と	の	も	ハ	々	々	理
て	人	に	々	租	心	領	々	々	財
百	事		々	税	得	事	々	々	の
万	が		々	入	何	官	々	々	方
ス	承		何	の	べ	々	々	々	法
テ	知		故	全	き	々	々	々	小
ル	と		を	額	費	々	々	々	慣
リ	る		政	を	用	一	々	々	き
ニ	属		府	引	の	時	々	々	之
グ	マ		々	當	所	ハ	々	々	を
の	て		於	ふ	役	或	々	々	取
金	ハ		て	致	を	私	々	々	扱
を	日		之	一	魚	の	々	々	不
私	本		を	の	ぬ	約	々	々	事
ハ	政		解	金	其	定	々	々	を
前	府		す	高	上	家	々	々	尋
渡	ハ		事	小	不	と	々	々	常
也	足		々	向	足	る	々	々	の
心	下		職	々	政	り	々	々	事

き	蓄財家の	の	黨有り	と	心得	多	し	より	足下	并	不足								
下	の	朋友	中	此	金額	を	所	持	多	人	不	任	し	多	し				
且	決	して	之	を	公	不	世	上	不	求	め	る	不	非	此	約			
は	足	下	が	市	場	不	於	て	余	来	る	難	事	り	二	層	因		
民	の	為	不	葛	藤	を	生	ず	難	事	有	り	又	日	本	政	府	の	其
信	を	世	界	中	不	出	引	當	と	た	り	べ	事	と	足	下			
不	命	せ	ん	と	し	千	八	百	六	十	九	年	第	十	二	月	十	四	日
の	命	令	を	附	英	せ	不	あ	ら	凡									
然	も	も	日	本	政	府	の	此	命	令	を	り	て	引	當	て	不		
白	け	多	し	不	當	を	不	敢	て	此	信	を	失	以	任	責	を	顧	

事	と	許	し	多	し	自	己	の	手	過	ち	を	嘆	息	を	る	故				
の	租	税	引	當	の	借	債	書	込	之	を	返	清	ま	す	旨					
の	公	報	を	右	の	株	主	等	へ	達	す	べ	き	用	意	を	今	我	取		
扱	人	専	ら	取	掛	り	多	し													
足	下	が	日	本	政	府	と	約	定	し	其	約	を	復	て	何	の	職	務	を	心
得	中	の	共	取	扱	人	等	の	書	翰	を	於	て	之	を	代	り	て			
と	命	せ	ら	せ	り	故	に	百	万	ス	テ	ル	リ	ン	グ	の	公	債			
を	集	め	り	入	費	使	役	の	相	應	の	控	訴	を	採	り	都	合			
よ	く	之	を	勤	考	ま	す	積	り	此	百	万	の	政	府	の	意	表			

りて	ハ	私	の	蓄	財	家	の	金	匯	中	の	り	借	受	く	べ	し	と
思	込	し	た	る	高	多	り	き										
貴	翰	中	我	會	社	ニ	係	り	た	る	事	ニ	付	て	述	ふ	千	八
六	十	九	年	第	十	二	月	日	本	ニ	於	て	取	り	多	る	書	類
情	実	并	不	此	書	類	ニ	付	政	府	の	見	込	こ	り	彼	借	債
を	業	行	せ	し	時	我	取	扱	人	ハ	之	を	何	と	解	多	る	歟
ニ	至	り	て	之	を	言	事	を	得	ば								
取	扱	人	等	が	政	府	ノ	り	得	る	文	通	ハ	扱	を	日	本	
の	高	官	ノ	り	諸	事	ニ	不	取	扱	人	等	ニ	信	任	有	り	と
せ	り	故	ハ	是	下	の	事	ニ	付	取	扱	人	等	の	推	威	を	以

所	置	一	難	き	程	ハ	難	事	有	り	取	扱	人	等	ノ	政	府	
ハ	申	立	政	府	ニ	於	て	明	の	多	事	有	ら	バ	其			
意	を	奉	一	諸	務	ハ	代	る	事	を	勤	考	す	ハ	相	違	は	り
取	扱	人	等	之	を	願	ふ	足	下	須	ら	く	沈	黙	し	て	自	の
足	下	の	地	位	を	願	ふ	事	ハ	此	般	の	事	ハ	商	賣	上	の
事	務	ニ	於	て	全	く	其	別	有	き	事	も	あ	ら	ズ	結	局	定
下	ハ	足	下	の	長	官	ノ	り	廢	せ	ら	る	一	支	配	人	ハ	
又	我	輩	ハ	足	下	の	勅	定	を	是	り	相	應	の	割	を	定	む
ハ	と	政	府	ノ	り	命	せ	ら	る	者	共	多	り					



余が先頃	の書翰中	の障碍	を云ふ	手続	を取扱
等	の権威	にて	取計	の難事	ハ如何
以て	なり	と	之を	政府	不建言
を	前言	し	る	なり	足下
二	付	異	存	あり	と云
足下	の辨	駁	書	ハ	之を
具	謹	言			日本
					政府
					へ
					差
					出
					あり
					非
					誤
					事
					意
					味
					を
					手
					続
					を
					取
					扱

頭取

チャ

ルス

ス社

アル

手記

日新會誌

27  
△

本	府	入	余	伊	大	伊	日		
政	の	入	今	藤	隈	達	本		
府	領	て	今				政		千
の	事	尊	馬		諸		府		八
命	官	覧	キ		公		の		百
令	を	ニ	エ		閣		倉		七
ニ	控	呈	レ		下		計		十
控	一	在	一		ニ		事	オ	年
一	多	ニ	氏		白		務	リ	第
多	去	モ	の		在		執	ア	十
辦	ル	ハ	願				政	ン	二
駁	第	鉄	ニ					タ	月
互	六	道	任					ル	十
互	月	の	せ					バ	二
り	廿	事	其					ン	日
	九	ニ	辦					ク	於
	月	付	駁					倉	横
	附	日	書					社	濱
	日	本	を						
		政	封						

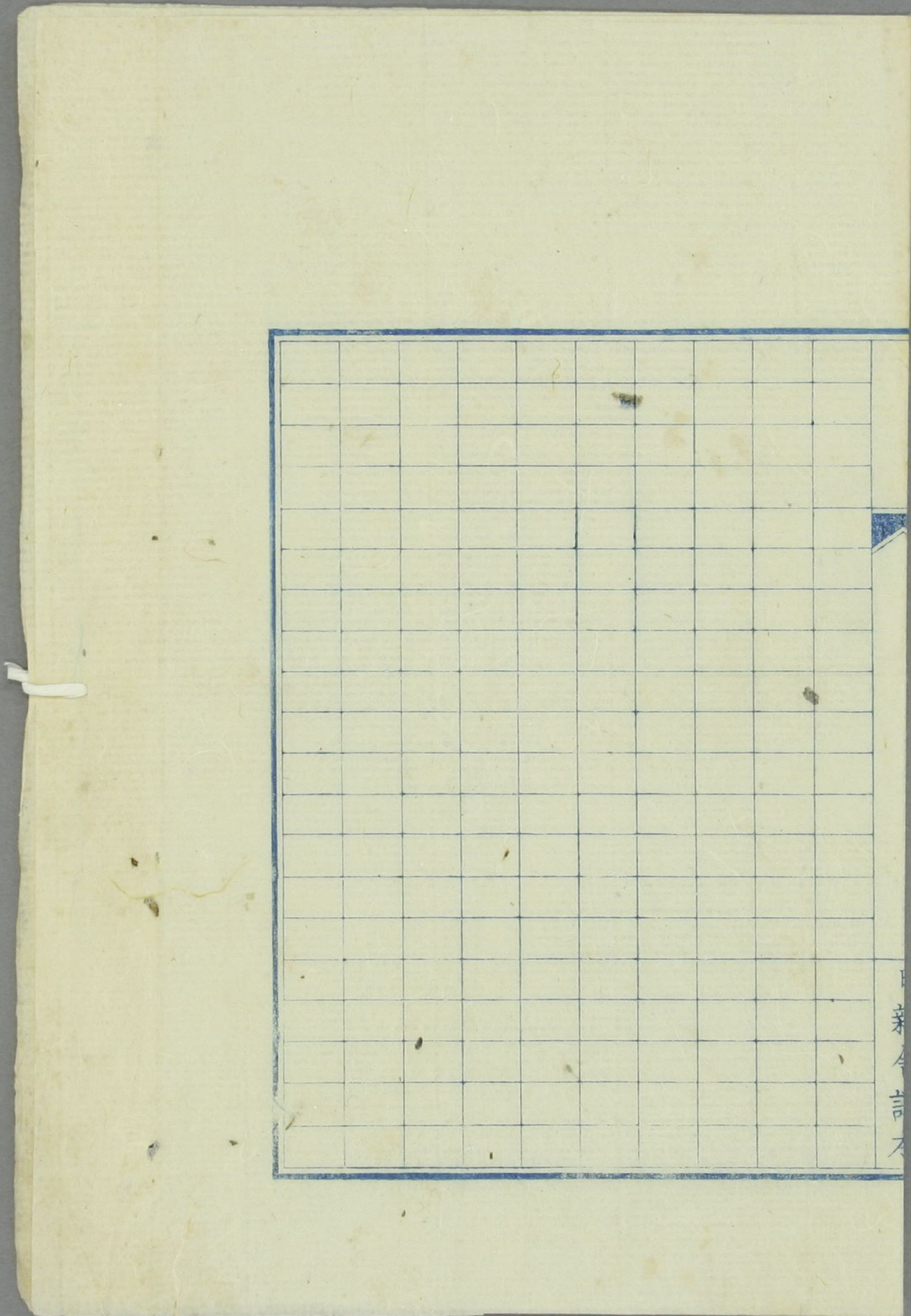
此	第	以	り	第	此	送	写	日	余
辨	十	上	次	十	書	一	并	本	又
駁	月	策	の	月	類	多	第	政	し
書	十	と	書	十	を	る	十	府	し
ハ	四	心	枝	四	差	返	月	へ	氏
シ	日	得	を	日	出	簡	二	差	の
氏	の	て	る	同	と	の	十	出	り
の	書	の	一	月	二	写	一	方	第
顔	簡	故	以	二	十	一	日	を	十
ハ	書	有	て	一	一	附	附	我	月
ハ	枝	り	尊	日	前	を	を	本	八
任			覧	附	文	封	以	店	日
セ			不	の	の	入	て	へ	附
足			備	書	書	一	我	申	と
下			余	類	類	尊	本	越	そ
り			ハ	を	を	覧	店	す	彼
之			之	寄	寄	不	ハ	書	辨
			を	贈	贈	供	外	簡	駁
				一	一	屯	書	の	書
				多	多		簡	の	を

日新舎譯本

思	當	可	任	我	■	書	此	成	を
へ	て	く	セ	曹	至	簡	言	ら	日
い	の	し	之	ハ	る	の	類	ハ	本
も	借	と	を	シ	べ	文	ハ	其	政
今	債	決	事	氏	こ	中	昨	趣	府
より	返	議	実	ハ	見	あ	日	を	へ
之	済	せ	ニ	ハ	据	り	會	出	す
を	方	り	施	ハ	甚	も	議	す	き
駁	を	多	ま	ハ	さ	知	の	ん	事
と	以	分	づ	ハ	ち	ま	席	と	を
取	て	其	ま	ハ	さ	り	不	乞	不
定	手	手	方	ハ	ふ	通	持	差	出
む	始	続	正	ハ	似	り	出	ハ	相
る	め	ハ	の	ハ	り	満	一	ハ	
事	と	日	手	ハ	り	足	ハ		
を	ち	本	続	ハ	き	の	ハ		
得	を	税	ハ	ハ	ん	所	ハ		
ん	へ	銀	取	ハ	共	置	ハ		
	し	引	掛	ハ					

日新舎譯本





新  
令  
言  
不